

## 平成30年度4～9月期の消費生活相談の概要をお知らせします

平成30年度4～9月期に名古屋市消費生活センターへ寄せられた消費生活相談の概要をお知らせします。市民への注意喚起のため、広くご周知いただきますようお願いします。

### 平成30年度4～9月期の消費生活相談の主な特徴

#### 1 相談件数は増加傾向

相談件数は、7,798件で、前年同期比5,511件、7.6%増加しました。

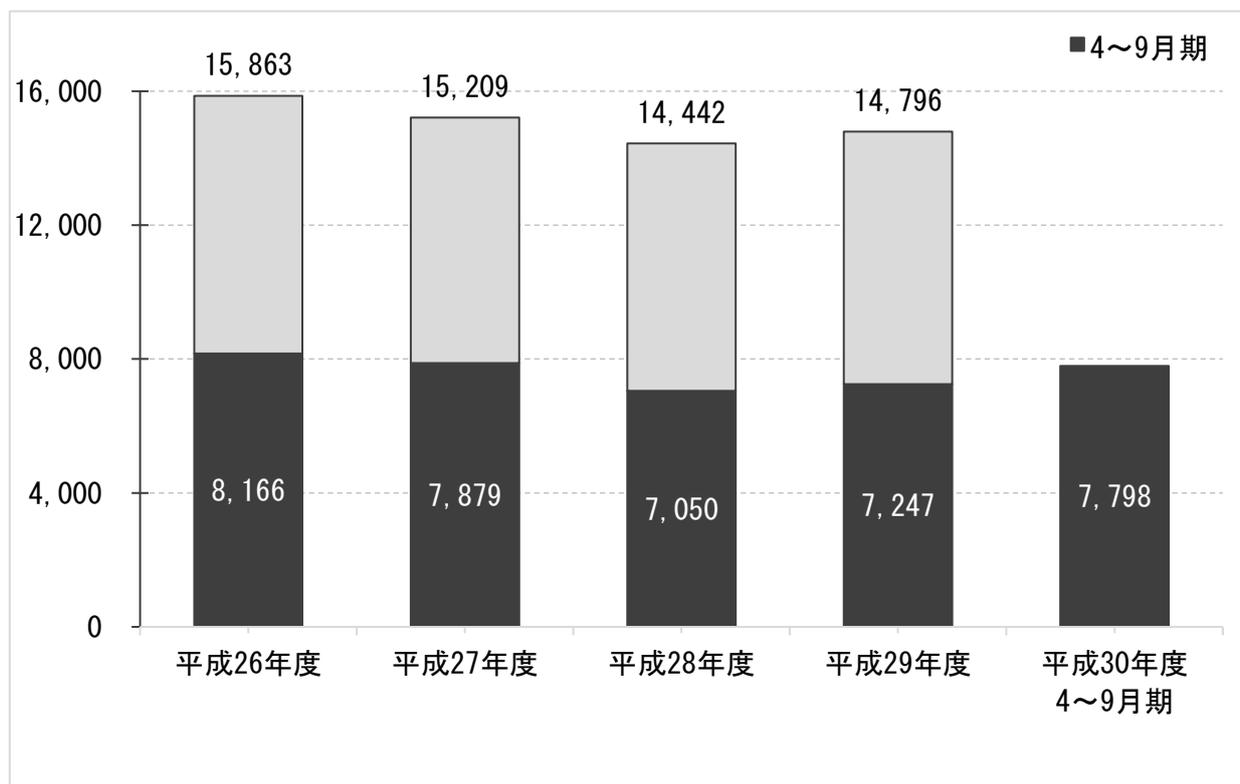
#### 2 架空請求ハガキに関する相談が激増

公的機関のような名称のところから「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届き、連絡しなければ「給料差押え、及び動産、不動産物の差押えを強制的に履行」などと書かれているが全く心当たりがないという相談が1,100件あり、前年同期の275件と比べ激増しました。

#### 3 ファンド型投資商品に関する相談が急増

複数の出資者から資金を集め、その資金を元手とした事業により、高額な配当を謳う事業者に投資したが配当されないという相談が158件あり、前年同期の35件と比べ急増しました。

### 1 消費生活相談の推移



## 2 架空請求ハガキに関する相談

「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」という心当たりのない請求のハガキが届いたが、どうすればよいかという相談が依然として多い状況です。また、「法務省管轄支局」のほか「地方裁判所管理局」など差出人の名称も多様化しているほか、最近では封書での架空請求の例も見られ手口も変化してきています。

架空請求ハガキに関する相談件数の推移（単位：件）



### 架空請求ハガキの例

ひらがな1文字      漢字4桁

**特定消費料金  
訴訟最終告知のお知らせ**

管理番号 ■■■■

この度、ご通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差し押えを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年10月19日

地方裁判所管理局  
東京都千代田区霞が関■■■■  
お問合せ窓口 03-■■■■  
受付時間9:00~19:00

### 架空請求封書の例

(出典：国民生活センターHPより)



宛名 ■■■■様

管理番号 ■■■■  
平成30年10月29日

ひらがな1文字      数字4桁

総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

ひらがな1文字      数字4桁

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号 ■■■■ 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押えを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

なお、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年10月31日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター  
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号  
取り下げ等のお問合せ窓口 03-■■■■  
受付時間 9:00~19:00(土日、祝日除く)

【事例】 連絡しないと「給料を差押さえる」というハガキが届いたが、心あたりがない。どうすればよいか。  
(60歳代、女性)

公的機関のような名称のところから「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届き、「契約会社から契約不履行による民事訴訟として訴状が提出されたことを通知します。裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。なお、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差押えを強制的に履行させていただきます。裁判取り下げの相談は本人からご連絡いただきますようお願いいたします。」などと書かれているが、心あたりがない。取り下げ最終期日は受領日の翌日となっている。どうしたらよいか。

～～～アドバイス～～～

このようなハガキが届いても、無視して連絡しないようにしましょう。ハガキに書かれた電話番号に電話してしまうと、電話番号を知られてしまいます。また、個人情報を知り出されたり、裁判取り下げ費用などを請求されたりすることがあります。

本当に裁判所への申し立てがあった場合には、「特別送達」と記載された裁判所の名前入りの封筒で郵便配達員が直接手渡すことが原則となっており、ハガキが郵便受けに投げ込まれることはありません。

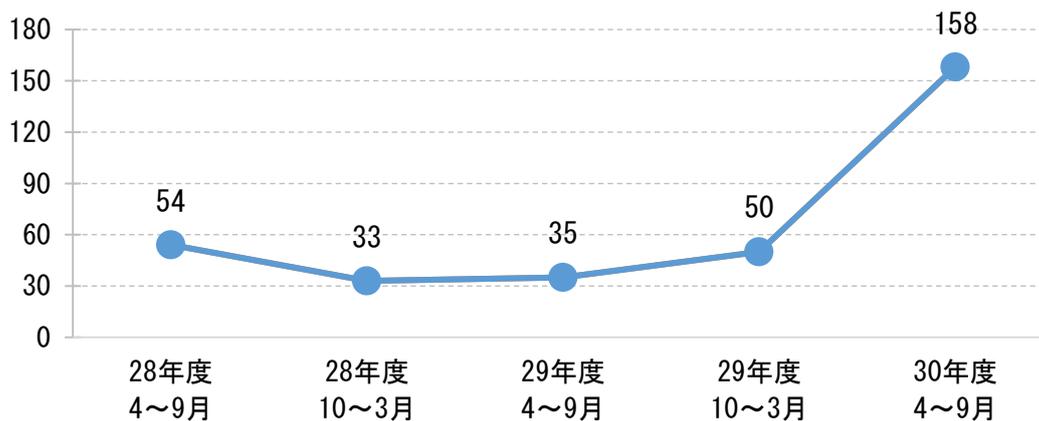
また、最近は封書での架空請求の例も見られます。「重要」という赤い囲み文字が押印されており、心理的に焦らせる手口です。架空請求ハガキと同様に無視して連絡しないようにしましょう。

### 3 ファンド型投資商品に関する相談

オーナー契約に出資したが、満期になっても配当金が支払われないという相談が急増しました。

ファンド型投資商品とは、運営者が複数の者から資金を集め、その資金を元手とした事業・投資などを行って運用し、そこから生じる収益の配当または財産について、出資者に配分を行う仕組みの商品です。

ファンド型投資商品に関する相談件数の推移（単位：件）



【事例】 自然食品のオーナー制度に総額200万円出資した。利息の支払いが滞ったので、100万円分を解約したが返金されない。(70歳代、女性)

数年前から利用している自然食品の販売会社から、オーナー制度のダイレクトメールが届いた。一口5万円でオーナーになると、半年後に54,750円が振り込まれると言う。良い条件なので5口申込みし、25万円を振り込んだ。その後も何口か契約し、総額200万円出資した。先日、圧着はがきが届き、「お振込みの遅延が続いており、心よりお詫びします。5月上旬に、遅延損害金をお付けしてお振込みします」という内容だった。不安になったので、100万円分の解約を申し出た。解約はできたが、返金はされない。私が出資した200万円全額返金してほしい。

～～～アドバイス～～～

ファンド型投資商品には、事業型ファンド、不動産ファンド、預託商法、農産物オーナー契約などのほか、磁気ネックレス、マッサージ器などといった、商品のレンタルオーナー契約などもあります。

当初は運用が順調で配当金が配分されていても、いったん運用がうまくいかなくなると、配当の遅延や配当が行われなくなり、事業者が事業に行き詰まり倒産すると投資額はほとんど回収できません。

高額な利子や配当を謳う商品の契約は消費者にとって相当程度のリスクがある場合があります。そのような契約はリスクも十分に検討し、安易に契約しないようにしましょう。また、配当の支払状況には十分に注視し、満期時に遅延や無配当になった場合は、早めに消費生活センターに相談しましょう。

## 【参考】名古屋市消費生活センターの相談窓口のご案内

消費生活相談員が、商品やサービスの契約トラブルなど消費生活に関する相談を受け付け、相談者の皆さんと共に考え、解決に向けてお手伝いしています。「金融商品・高齢者悪質商法110番」の他、「架空請求ホットダイヤル」、「サラ金・多重債務特別相談」の専用電話窓口などを設けています。ウェブサイトの入力フォームから電子メールによる相談も受け付けています。ご相談は名古屋市内在住・在勤・在学の方が対象です。

区分		相談方法	電話番号	受付時間
平日	消費生活相談	電話・来所	052-222-9671	午前9時～ 午後4時15分
	金融商品・高齢者悪質商法110番	電話・来所		
	弁護士による面談(午後1時30分～4時)	来所(要予約)		
	架空請求ホットダイヤル	電話	052-222-9674	
	サラ金・多重債務特別相談	電話・来所	052-223-3160	
	弁護士・司法書士による面談(午後1時30分～4時30分)	来所(要予約)		
土・日	土・日テレフォン相談	電話	052-222-9690	

(注1) 年末年始・祝日は除く

(注2) 電話は「消費者ホットライン 188番」からもつながります

■名古屋市消費生活センターのウェブサイト <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>